

鹿沼市議会／立憲民主党ニュース

2022年11月1日 Vol. 23

発行：鹿沼市議会立憲民主党 大貫 毅

令和4年第3回鹿沼市議会定例会（9月議会）報告

8月24日から9月26日まで、令和4年第3回定例会（9月議会）が開催されました。令和3年度の一般会計や国民健康保険など特別会計の歳入歳出決算の認定、平和4年度一般会計や国民健康保険など特別会計の補正予算、北中学校と西小学校体育館の長寿寿命工事などの工事請負契約、新庁舎備品購入の物品購入契約、教育委員会委員の任命などの人事案件などの各種議案について審議し、

それぞれ決定をしました。

また、継続審議となっていた自治会連合会からの議員定数の削減を求める陳情書は否決、スケートボード協会からのスケートボード練習場の設置を求める陳情書については可決となりました。

以下、一般質問の内容、議会で決定された事項について報告いたします。



鹿沼の認証材をふんだんに活用した新議場見学を兼ね傍聴にお越しください。（△▽△）

議会で決まった主な予算、条例、制度

令和3年度一般会計などの決算を認定しました

「決算認定」とは、議会が1年間の決算内容を確認し、確定することです。法律に適合しているか、計算は正しいか、使われ方は適正かなどを審査するだけでなく、過去の財政状況と比較して問題点を指摘し、将来に反映させるなど、大切な役割が議会にはあります。税金の使い方を決めるのが予算審議ですが、決算の審査は使われた結果を検討し、今後の予算編成や行財政運営の改善に役立てる大切な意義があります。決算審査の結果、法令違反等の重大な問題が発見された場合は、議会として決算を不認定とする場合もあります。その場合、予算執行の効力は失われませんが、市長などの政治的、道義的責任は問われることとなりますし、再発防止など今後の対応が求められることとなります。稀ではありますが、全国的には議会で決算を不認定とした事例もあります。

今回は12人の委員で決算特別委員会を設置し、2日間にわたり決算審査を行った結果、適切に執行されていることを認め、一般会計をはじめ、各種特別会計についての決算を認定しました。

決算の状況ですが、ある意味、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けています。ワクチン接種や各種給付金など感染症対策の財源は国が持っていますが、それを実際に執行するのは市であり、お金は国から市のお財布に入ってきます。国・県支出金、民生費の減少は特別給付金が減少したことなどによります。教育費の減少は、昨年度は児童生徒へのタブレットの支給など情報化教育の環境整備があった

収入

科目	金額(千円)	構成比	対前年比
市税	14,304,247	28.5%	1.2%減
国・県支出金	12,787,954	25.4%	40.7%減
地方交付税	6,848,824	13.6%	19.3%増
市債	4,196,100	8.4%	8.7%減
その他	12,116,447	24.1%	2.0%減
合計	50,253,572		14.3%減

支出

科目	金額(千円)	構成比	対前年比
民生費	16,980,769	35.7%	30.6%減
総務費	9,940,439	20.9%	45.4%増
土木費	4,034,817	8.5%	6.2%増
教育費	3,994,536	8.4%	28.3%減
その他	12,661,271	26.5%	14.1%減
合計	47,611,832		14.1%減

ためです。感染症蔓延による市税の落ち込みが心配されましたが、大きな影響は見られていません。総務費の増加は、新庁舎整備にかかわるものです。

自治会連合会からの議員定数の削減を求める陳情は不採択

継続審査となっていた自治会連合会からの陳情は、本議会で採決に付され、賛成10人、反対11人、不参加1人で賛否が分かれたましたが、反対多数で不採択となりました。私（大貫）は反対をいたしました。理由は裏面「コロナ禍で思う」で述べさせていただきます。

双方向の意見交換で市民が主役の政治を目指します！ どなたでも参加できます。参加費無料、定員50人。

第24回タウンミーティング（対話集会）開催します！

とき 11月27日(日)14時～16時

ところ 菊沢コミュニティセンター研修室

内容 ①県議会・市議会報告、質疑

②鹿沼市への政策提言

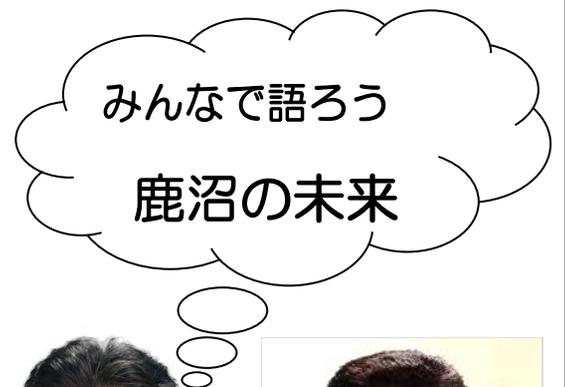
これまでの政策提言の進捗状況と新たな課題について意見交換します

③意見交換(自由討論)

主催：鹿沼市議会立憲民主党／立憲民主党鹿沼市支部

問合せ：松井事務所 TEL0289-74-6325

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前申し込み制、定員50人とさせていただきます。松井事務所まで申込みください。参加の際はマスク着用をお願いします。



松井正一 県議



大貫 毅 市議

市政一般質問報告

一般質問とは、議員個人が市の事務の執行状況や将来に対する考えなどの報告や説明を市長などに求め、市が市民のための適切な市政運営を

進めているかを議員がチェックするものです。

立憲民主党として、次のような一般質問を行いました。

＝主な質問事項＝

1 大芦川の川遊び客対策について

- (1) 条例等による一定の規制が必要ではないか。
- (2) 駐車場の数で訪れる人を制限する予約システムを考えられないか。
- (3) キャンプ場、BBQ 場など大芦川を訪れる人を受け止める施設整備が必要ではないか。
- (4) 大芦川を愛するファンを育成する仕組みを作ってはどうか。

2 所有者不明土地について

- (1) 本市の現状と課題について伺う。
- (2) 「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」の概要と今後の活用について伺う。

3 平和行政の推進について

- (1) 広島平和記念式典派遣事業の成果について伺う。
- (2) 「未来へ語り継ぐ戦争体験～柳田邦男と中学生の対話～」の内容について伺う。

4 会計年度任用職員の勤務条件について

- (1) 賃金や特別休暇など常勤職員との格差は問題でないのか伺う。
- (2) 常勤職員で担うべき業務が会計年度任用職員で配置されている実体はないか。業務の多様化、複雑化、高度化に対応するためには、常勤職員化が必要ではないか。

【執行部答弁要旨】

1 大芦川の川遊び客対策について

市として河川利用のルールづくりが必要と考えており、罰則付きの条例化も視野に入れた検討を進める。

予約システムは先進自治体でも導入されているが、予約のない客が路上駐車可能な場所に流れることも想定される。条例化の検討結果を踏まえ導入是非を判断していく。

人工的に整備された施設を利用する川遊び客がどれくらいいるかは未知数。市内の類似施設の状況を検証し、施設の必要性を見極める。

課題解決には、大芦川の自然が好きなファンを域外から協力者として募ることは有効。今年度は、28名に河川パトロールのボランティアに協力いただいたが、今後も参加者への特典などによりファン獲得に努める。

2 所有者不明土地について

令和4年度固定資産税において、相続人不在等所有者不明により納税通知書が発送できなかった土地は、114件、393筆、28万1,817平方キロメートルとなっている。公共事業や災害復旧事業への支障、適切な管理がなされず周囲に悪影響を及ぼすことなどが課題となる。

法の活用については、適宜必要に応じて活用していく。

3 平和行政の推進について

令和2年と3年は新型コロナの影響により中止したが、今年度は平和について真剣に考えなければならない現在の状況、教育的な成果の大きな事業であることから、10校から中学3年生20人を派遣した。広島平和記念資料館の見学や被爆者の講話など教室では得られない深い学びを得られた。

「戦争体験を語り継ぐ会」からの提案に賛同し実施するもので、柳田邦男さんの講演、柳田邦男さんと中学生との対話を行う。柳田さんは昭和20年7月に鹿沼の空襲を体験されており、中学生との対話により世界の恒久平和を願う願いが若い世代に引き継がれることを期待する。

4 会計年度任用職員の勤務条件について

新たな制度導入時に、同一労働同一賃金の考え方にに基づき、昇給及び期末手当の支給を制度化するなど一定の格差是正を図った。特別休暇についても、夏季休暇の制度化や産前・産後休暇の有給化など格差是正が図られている。

一般職員を増やしていくことは、定員適正化の観点から困難である。



大 貫 毅

おおぬき たけし

教育福祉常任委員会
政策調査委員会（副委員長）
現在、3期目
TEL 090-7736-2017
Mail takeshi@one.bc9.jp

☆タケシの一言

先日、「近所の土地に雑草が生い茂ってしまい大変迷惑している。行政でなんとかならないものか。」との相談を受けました。色々伺ってみると、どうやらその土地は相続人が相続を放棄したらしいとのことでした。法的には、相続財産管理人が指定されるまでは、最後に放棄した人に土地の管理責任があるらしいのですが、現実には管理されずに放置されてしまう土地が多いのではないのでしょうか。今後さらに、このような土地が増えてくるのが予想されます。大きな課題と受け止め、



コロナ禍に思う part10

議員定数について考える

自治会連合会からの議員定数の削減を求める陳情書の具体的な中身は、議員定数を現行の24名から20名に削減すべきというものです。理由として、過去にも陳情書を提出したが陳情の20名に至っていないこと、議員報酬等の削減によりコロナ対策など市の事業への補填が可能なこと、があげられています。

議会のパフォーマンスは、議員削減でもたらされる財政的効果より劣っていると思われることであり、これは真摯に受け止めなければならないと考えます。しかし、それでもこれ以上の議員定数の削減は市民自治の根幹に関わる問題として、慎重に考えて欲しいと思うのです。

「議員が身近に感じられない」「私たちの声が届いていない」「何をやっているのかわからない」といった声はよく聞くわけですが、議員定数を減らしてきたこと（昭和40年以前は定数36人、昭和50年代は定数32人、合併時旧栗野町の定数は18人）は議員を身近な存在として感じられなくなったことの要因ではないかと思えます。さらに議員定

数を削減すれば、議会総体としての市民の声を吸い上げる力は低下し、議員はもっと身近な存在でなくなります。また、市民の多様な層から議員が選出されることが望ましいですが、さらに定数が削減されれば当選のハードルは高くなり、議員は組織や資金力を備えた層に偏ってしまいます。こうなると逆に議論が停滞し、行政とのなれ合い、結果として監視機能の低下を招くことになりかねません。

一方、市民のみなさんから議員定数の削減を求められるような事態を招いたことは、議会として大いに反省しなければなりません。この間、行政の方が市民の声を吸い上げる努力（パブリックコメント、各種アンケート、審議会への委員公募など）がなされ、本来議会がやるべき仕事のお株を奪われ、相対的に議会の地位が低下（議会なくても良いんじゃない）してしまったのだと思います。

現在、議会では、平成23年8月に制定した議会基本条例に基づき「議会報告会・意見交換会」を起点とし、「市民意見の聴取→調査研究→政策提言→報告」といった一連の流れの確立を目指しています。そもそも議会は、地方自治への市民参加の仕組みそのものであり、市民のためのものであります。市民のための議会に再構築し、市民参加の仕組みをさらに充実させていきたいと考えています。

さらに議会情報を知りたい方は、鹿沼市議会のホームページへアクセスしてください。議会の動画配信も行っています。